

監理技術者
等
制
度

モノの側面「緩和措置」の声

技術者不足の現状反映を

来年から民間適用、議論必要

建設業法が定める監理技術者等制度に対し、セネコンなどから緩和措置を求める声があがっている。技術者不足が主な理由としているが、公共工事に限られていた監理技術者の配置が来年度中に民間工事にも適用される予定であることや、1月末に国交省が示した経営審査事項の改正概要で企業集団内での技術者出向が見送られていることなど様々な要因が背景にある。技術者制度をめぐる今後の議論に受注者サイドの実情を反映させるためには、業界団体単位のオフィシャルな要望活用を積極的に行う必要がある。

「技術者配置」といって
も人が集まらない。多少
なりとも緩和してくれな
い」と。先月末に建設業
振興基金の主催で先月末
に開かれたC-I-N-E-T
シンポジウムで清水建設

の問題をクリアしてく
れないと。現実的な対応
をして欲しい」と語気を

強めた。
同氏が言及したのは
「主任技術者の不専

任」。専任配置の弾力運
用は従来から土協など
が技術者制度の緩和を

を進めており、国交省が
発注機関向けに作成した
「監理技術者制度適用マ
ニュアル」などで途中交
代などの弾力化が図られ
ているが、更なる改善が
必要とされている。
日本経団連が概算要求
にあわせて毎夏に実施し
ている「規制改革要望書」
でも「監理技術者等の専
任期間及び途中交代に関
する要件の明確化」など、
実態に則した同マニュー
アルの探掘り検討が要請さ
れている。

06年12月に公布された
改正建設業法では、監理技
術者の配置を公共工事だ
けでなく民間工事にも適
用することが位置付けら
れている。「2年以内施
行」とされており年内に
施行される見通し。改正
施行では、「監理技術者」
が必要な工事は、元請が
つ下請金額3000万円
以上（建築は4500万
円以上）以上、「専任の
監理技術者」は請負金額
2500万円以上（建築
は5000万円以上）の
公共性のある施設工事で
必要とされる。民間工事
は個人住宅以外は公共性
のある施設とみなされ
る。耐震強度偽装問題の
再発防止策として打ち出
している取り組みだけ
に、個別異体レベルでの
「緩和措置」適用も難し
いとみられる。

経団連などが昨年要望
していた企業集団内での
技術者出向も改正経費で
は「不良不適格業者」に

よる雇用の懸念もある」
として現段階では見送ら
れている。

20年 3月 5日

建設産業新聞